

松風病院 安全衛生委員会 規程

〔平成 23 年 9 月 1 日〕
誓生会規程

(目的)

第 1 条 労働安全衛生法の趣旨に則り、松風病院に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置し、職員の安全及び衛生管理に関して調査、研究、審議し、安全衛生活動の推進徹底を計り、安全で快適な職場を築くことを目的とする。

(審議)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 職員の安全衛生教育の実施に関すること。
- (4) 職員の健康診断の定期的な実施及びその結果に対する対策立案に関すること。
- (5) 新規に採用された機械、器具その他設備に関わる危険及び健康障害の防止に関すること。
- (6) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (7) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (8) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (9) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止及び対策に関すること。
- (10) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (11) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険の防止に関すること。
- (12) その他職員の危険及び健康障害に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 事務局長 | 1 名 |
| (2) 産業医 | 1 名 |
| (3) 衛生管理者（監事） | 1 名 |
| (4) 事務局長が指名する職員 | 若干名 |

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、産業医を委員長とする。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めたとき、委員以外の職員の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会は、月1回定期開催する他、必要な都度開催するものとする。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 議決すべき事項は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。
- 8 審議事項のうち、委員長が必要と判断した事項については、理事長に報告する。

(秘密の保持)

第5条 委員は、委員会で知り得た事項及び職務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(幹事)

第6条 委員会に幹事1名を置く。幹事は、委員長の命を受け、事務を処理する。

- 2 幹事は、議事録を作成し、それを保管する。
- 3 委員会の開催の都度、遅滞なく議事録を職員に周知するよう、事業場の見やすい場所に掲示又は備え付けるものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日より施行する。